

非課税が課税になると不利？

根岸公認会計士事務所 所長

証券アナリスト検定会員・公認会計士・税理士 根岸 康夫

今月の誤解

2016 年 1 月 1 日以降、金融所得課税の一体化が拡充され、公社債等の利子・譲渡益・償還差益の課税方式が見直しが予定されています。これまで非課税であった債券の譲渡所得が課税対象になるので、個人投資家の結城さんは、債券の売買に影響するのではないかと危惧しています。

背景となる理論

これまで非課税扱いであったものが課税扱いに変更されると税負担が高まりこれまでより不利になると考えがちですが、実際には非課税でも実質的に税金を負担しているケースがほとんどで、影響はありません。金融税制に限らず「納税と担税が一致しないケースがある」ことを理解しましょう。

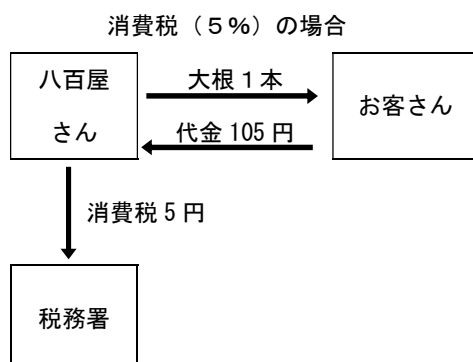
F P ここに注目

今後、金融税制の一体化の拡充が予定されており、先送りが続いてきた日本版 I S A（少額投資非課税制度）も 2014 年に導入予定となっています。個人投資家にとって税制改正には留意し、少しでも有利な選択を心懸ける必要があります。

そのためには税制の主旨とその影響を正しく理解する必要があります。「非課税＝税金を負担しない、課税＝税金を負担する」という図式で理解していると今回の公社債等の課税方式の見直しを誤解してしまいます。

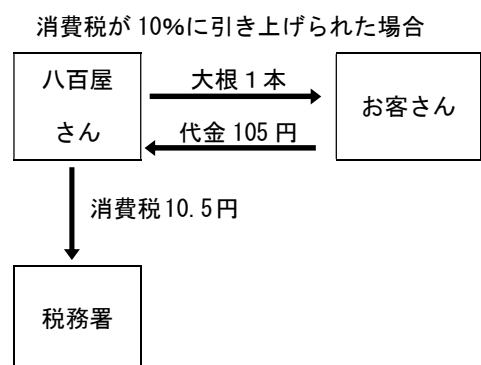
納税者と担税者は違う

税金を納める人（納税者）と税金を負担する人（担税者）が一致するとは限らないことを消費税を例に説明しましょう。消費税導入前に大根が 1 本 100 円だったとします。



5%消費税が導入されて税込み価格が 105 円に値上げされた場合、消費税の納税者は八百屋さんですが、税金を負担するのはお客さんです。

次に消費税率が 10%に引き上げられたとします。ただし税込み価格が 105 円のまま据え置かれたとしましょう。



この場合、5%引き上げ分の担税者はお客さんではなく八百屋さんになります（八百屋さんの取り分が 100 円より少なくなっています）。

このように納税者と担税者は一致せず、税負担は販売価格に転嫁されるか転嫁されないかで変わってくるのです。

現在の割引債の税制

以下のような割引債で考えましょう。

割引債 A	額面	100 円
	残存年数	2 年
	表面利率	0 %
	発行価格（税引前）	96 円

この割引債を第 1 投資家が発行時に取得し、1 年間保有後に第 2 投資家に売却し、第 2 投資家は償還まで保有するとしましょう。議論を単純にするために売買価格は第 1 等市価と第 2 投資家の利益金額が同じになるように決まるものとします。

【もし税金が無ければ…】

第 1 投資家			第 2 投資家		
発行 価格		売却 価格	購入 価格		償還額
96 円	→	98 円	98 円	→	100 円
譲渡益 + 2 円			償還益 + 2 円		

税金の効果を明確にするために、まず「税金がないケース」を考えましょう。発行価格 96 円と額面 100 円の差額 4 円を第 1 等市価と第 2 投資家に等分するので売買価格は 98 円となり、両者の利益金額は 2 円となります。

【現状の税制では】

第 1 投資家			第 2 投資家		
発行 価格		売却 価格	購入 価格		償還額
96 円	→	98.36 円	98.36 円	→	100 円
源泉税 ▲0.72 円 譲渡益 + 1.64 円			償還益 + 1.64 円		

原稿の税制では発行時に償還差益 4 円に対し 18%（0.72 円）が源泉分離課税されます。発行から償還までの税引後の利益は 4 円 - 0.72 円 = 3.28 円ですので、これを両者で等分すると 1.64 円ずつになるように売買価格は 98.36 円になります。

第 2 投資家の償還時に注目してください。

第 2 投資家は償還差益に対して納税はしません。だからといって税金を負担していないわけではありません。税金がないケースと比べると 0.36 円だけ利益が減少しています。これは税金 0.72 円の半分を負担したためです。第 2 投資家は売買価格の上昇を通じて担税しているのです。

割引債の税制改正

将来、割引債の税制は利付債と同様に譲渡益・償還益ともに発生時に 20%の申告分離課税になります。表面的には譲渡益が非課税から課税扱いになるのですが、これは税負担が重くなることを意味しません。

第 1 投資家			第 2 投資家		
発行 価格		売却 価格	購入 価格		償還額
96 円	→	98 円	98 円	→	100 円
譲渡所得 + 2.0 円 税金 ▲0.4 円 税引後 +1.6 円			償還益 + 2.0 円 税金 ▲0.4 円 税引後 +1.6 円		

源泉分離課税から申告分離課税に変更されるので売買価格には税負担が反映されません。税引後の利益を計算すると両者とも 1.6 円になります。これは現状の税制に比べて 0.04 円だけ少なくなっていますが、これは税率が 18%から 20%に上昇したためです。18%という税率は発行時という早期に課税されることを考慮して税率を軽減しているだけですので、実質的には税負担は大差ないと考えべきでしょう。